

○身体障害者に対する適性試験(運動能力)実施の標準の制定について(通達甲)

平成28年1月18日

免許発第22号

改正 平成29年1月25日免許発第18号

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

身体障害者に対する適性試験(運動能力)実施の標準に関し「身体障害者に対する適性試験(運動能力)実施の標準の制定について(例規)」(平成19年6月1日免許発第114号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該標準に関し別添のとおり「身体障害者に対する適性試験(運動能力)実施の標準」を定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

身体障害者に対する適性試験(運動能力)実施の標準

第1 目的

この標準は、身体障害者に対する道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第23条第1項の表の運動能力に係る適性試験(以下「適性試験」という。)の実施に関し、その実施方法及び実施結果に応じ、道路交通法(昭和35年法律第105号)第91条に基づいて付与する条件について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 適性試験の対象

この標準による適性試験の対象となる者は、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹に障害がある者とする。

第3 適性試験の方法

適性試験は、受験者に対して質問をし、四肢の運動等を行わせるほか、当該受験者の身体障害の状態及び程度並びに運転をしようとする自動車等に応じた測定器具を使用して検査を行い、又は実際に自動車等を操作させるなどの方法により行うものとする。ただし、質問、運動等で運動能力の判断ができる場合は、他の方法による試験を省略することができる。

第4 免許の条件等の判断基準

- 1 身体障害の状態等に応じた免許の範囲及び条件内容受験者の身体障害の状態及び程度に応じ、運転免許試験に合格した者に与える免許の範囲及び免許

に付する条件についての判断の基準は、別表第1の障害の状態と免許の範囲及び条件内容のとおりとする。

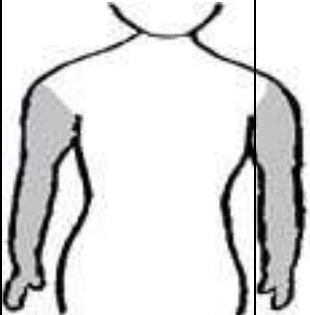
2 技能試験に使用する自動車の種類及び車種限定の内容  
技能試験に使用する自動車の種別に応じ、免許に付する自動車の種類に係る限定についての判断基準は、別表第2の技能試験に使用する自動車の種類と車種限定の内容のとおりとする。

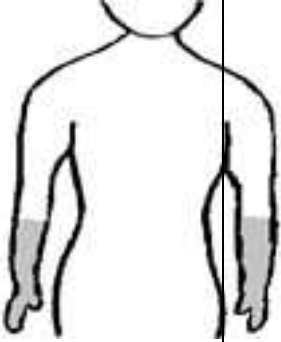

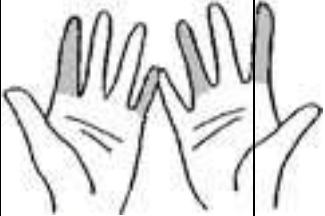
#### 第5 条件の解除又は変更

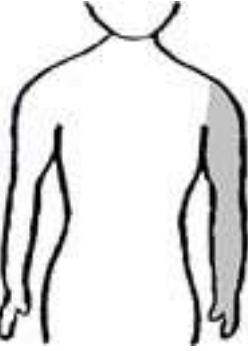
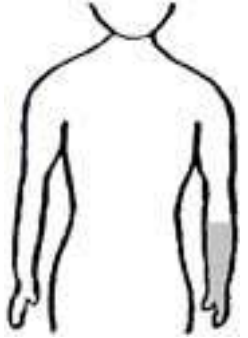
免許に条件を付されている者から当該条件の解除又は変更の申請があった場合は、所要の審査を行い、その可否を判断するものとする。

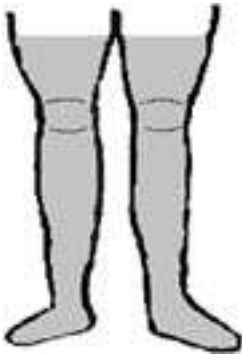
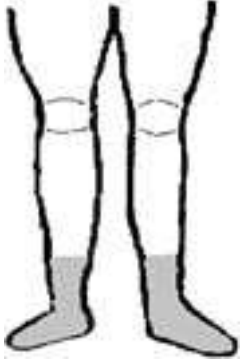
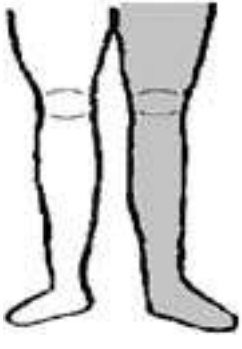
#### 別表第1(第4関係)

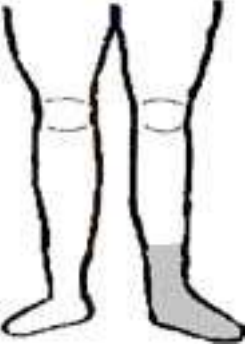
##### 障害の状態と免許の範囲及び条件内容

| 身体障害の状態 |   | 免許の範囲            | 免許の条件内容  |   |
|---------|---|------------------|--|---|
| 部位      | 程度  |                  | 構造装置等に関するもの  | 身体に関するもの  |
| 両上肢     | 1 両上肢を肘関節以上で欠くもの又は両上肢の用を全く廃したもの。<br> | 普通               | 下肢で運転できるAT車とする。  |   |
|         | 2 両上肢を肘関節を残して先の部分で欠くもの又は両上肢の機能に著しい障害のあるもの。  | 普通<br>小型特殊<br>原付 | 1 AT車とする(ただし、身体の状態又は運転の技能によっては、AT車の条件は付さないこともできる。)<br>2 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。 | 1 義手(運転操作上有効な義手をいう。以下同じ。)を使用するものとする。<br>2 上肢の機能を補う装具を使用するものとする。 |

|            |   |                         |   |  |
|------------|---|-------------------------|---|--|
|            |    |                         |   |  |
|            | <p>3 両上肢の全ての指を欠くもの又はこれと同等の機能障害のあるもの。</p>      | <p>全車種(大自二、普自二を除く。)</p> | <p>身体の状態又は運転の技能によっては、AT車とする。</p>            |  |
|            | <p>4 両上肢の親指以外の二指を欠くもの又はこれと同等の機能障害のあるもの。</p>  | <p>全車種</p>              | <p>二輪車については、身体の状態又は運転の技能によっては、AT車とする。</p>   |  |
| <p>片上肢</p> | <p>1 片上肢を肩関節から先の部分で欠くもの又は片上肢の機能を全廃</p>  | <p>全車種(大自二、普自二を除く。)</p> | <p>1 AT車とする。<br/>2 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。</p> |  |

|            |   |                           |   |  |
|------------|---|---------------------------|---|--|
|            | <p>したものの。</p>                                      |                           |   |  |
|            | <p>2 片上肢の肘関節を残して先の部分で欠くもの又はこれと同等の機能障害のあるもの。</p>  | <p>全車種(大自二を除く。)</p>       | <p>1 身体の状態又は運転の技能によっては、AT車とする。</p> <p>2 普通二輪は、小型二輪に限るものとする。</p> <p>3 二輪車については、AT車とする。</p> | <p>1 義手を使用するものとする。</p> <p>2 片上肢の機能を補う装具を使用するものとする。</p> |
| <p>両下肢</p> | <p>1 両下肢を股関節から先の部分で欠くもの又は両下肢の機能を全廃したものの。</p>  | <p>普通<br/>小型特殊<br/>原付</p> | <p>1 手動式(アクセル、ブレーキを上肢等で操作できる構造のもの。以下同じ。)AT車とする。</p> <p>2 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。</p>         | <p>義足(運転操作上有効な義足をいう。以下同じ。)を使用するものとする。</p>              |

|            |  |                         |   |   |
|------------|--|-------------------------|---|---|
|            |   |                         |   |   |
|            | <p>2 両下肢を膝関節から先の部分で欠くもの又は両下肢の機能に著しい障害のあるもの。</p>  | <p>全車種(大自二を除く。)</p>     | <p>1 身体の状態又は運転の技能によっては、AT車又は手動式AT車とする。</p> <p>2 普通二輪は、小型二輪に限るものとする。</p> | <p>1 義足を使用するものとする。</p> <p>2 下肢の機能を補う装具を使用するものとする。</p>               |
| <p>片下肢</p> | <p>1 片下肢を股関節から先の部分で欠くもの又は片下肢の機能を全廃したもの。</p>     | <p>全車種(大自二、普自二を除く。)</p> | <p>1 AT車とする。</p> <p>2 原付車は、三輪又は四輪に限るものとする。</p>                          | <p>義足を使用するものとする(身体の状態から、身体の安定を保つことができると認められるときは、条件を付さないことができる。)</p> |

|                  |   |                           |  |   |
|------------------|---|---------------------------|--|---|
|                  | <p>2 片下肢を膝関節から先の部分で欠くもの又は片下肢の機能に著しい障害のあるもの。</p>  | 全車種                       | <p>身体の状態又は運転の技能によっては、AT車とする。</p>                       | <p>1 義足を使用するものとする。<br/>2 片下肢の機能を補う装具を使用するものとする。</p> |
| <p>障害が重複する場合</p> | <p>1 上肢及び下肢に著しい障害のあるもの<br/>2 四肢のほか、頭部、体幹に機能障害のあるもの</p>  | <p>普通<br/>小型特殊<br/>原付</p> | <p>AT車とする。ただし、身体の状態又は運転の技能によっては、AT車の条件は付さないこともできる。</p> |   |

備考

- 1 免許の条件の記載は、運転することができる自動車の種類の限定、構造装置等に関するもの、身体に関するものを組み合わせて行うこと。
- 2 特別に改造をした車両を使用して技能試験を行った場合は、当該使用車両と同じ条件のものに限ること。

別表第2(第4関係)

技能試験に使用する自動車の種類と車種限定の内容

| 自動車の種類                      | 与える免許       | 変速装置 | 運転することができる自動車の種類の限定        |
|-----------------------------|-------------|------|----------------------------|
| 標準試験車と同一規格以上の普通乗用自動車        | 普通第二種       | 手動式  | 限定なし                       |
|                             | 普通          | AT   | AT車に限るものとする。               |
| 標準試験車の規格に該当しない普通自動車(上欄及び下欄に | 普通第二種<br>普通 | 手動式  | 長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下の車両に |

|  |                    |     |  |
|--|--------------------|-----|--|
| 掲げる普通自動車を除く。)  |                    |     | 限るものとする。ただし、標準試験車の規格には該当しないものの、長さが4.7メートル又は幅が1.7メートルを超える自動車を使用した場合は、当該自動車の長さ又は幅に応じた限定を付するものとする。                            |
|  |                    | AT  | 長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下のAT車に限るものとする。ただし、標準試験車の規格には該当しないものの、長さが4.7メートル又は幅が1.7メートルを超える自動車を使用した場合は、当該自動車の長さ又は幅に応じた限定を付するものとする。 |
| 長さ3.40メートル以下、幅1.48メートル以下、高さ2.00メートル以下の普通自動車(内燃機関を原動機とする自動車にあっては、総排気量が0.660リットル以下のものに限る。) | 普通                 | 手動式 | 軽四自動車(660)に限るものとする。  |
|  |                    | AT  | 軽四自動車(660)のAT車に限るものとする。  |
| 標準試験車と同一規格以上の大型自動二輪車   | 大型二輪               | 手動式 | 限定なし   |
|  |                    | AT  | 大型二輪車で総排気量0.650リットル以下のAT車に限るものとする。   |
| 標準試験車と同一規格の普通自動二輪車   | 普通二輪               | 手動式 | 限定なし   |
|  |                    | AT  | 普通二輪のAT車に限るものとする。  |
| 標準試験車と同一規格の小型普通自動二輪車   | 普通二輪<br>(小型限定普通二輪) | 手動式 | 小型二輪に限るものとする。  |
|  |                    | AT  | 小型二輪のAT車に限るものとする。  |

|   |              |     |                                 |
|---|--------------|-----|---------------------------------|
|   |              |     | のとする。                           |
| 標準試験車に該当しない自動二輪車                        | 大型二輪<br>普通二輪 | 手動式 | 技能試験に使用した車両の総排気量以下の車両に限るものとする。  |
|   |              | AT  | 技能試験に使用した車両の総排気量以下のAT車に限るものとする。 |
| 標準試験車と同一規格以上のバス型大型自動車                   | 大型第二種        | 手動式 | 限定なし                            |
|   |              | AT  | AT車に限るものとする。                    |
| 標準試験車と同一規格以上のバス型中型自動車                   | 中型第二種        | 手動式 | 限定なし                            |
|   |              | AT  | AT車に限るものとする。                    |
| 標準試験車と同一規格以上の大型自動車                      | 大型           | 手動式 | 限定なし                            |
|   |              | AT  | AT車に限るものとする。                    |
| 標準試験車と同一規格以上の中型自動車                      | 中型           | 手動式 | 限定なし                            |
|   |              | AT  | AT車に限るものとする。                    |
| 標準試験車と同一規格以上の準中型自動車                     | 準中型          | 手動式 | 限定なし                            |
|   |              | AT  | AT車に限るものとする。                    |
| 標準試験車と同一規格以上の大型特殊自動車                    | 大型特殊         | 手動式 | 限定なし                            |
|   |              | AT  | AT車に限るものとする。                    |
| 標準試験車と同一規格以上のけんけんけん牽引車で被けんけんけん牽引している自動車 | けんけんけん牽引     | 手動式 | 限定なし                            |
|   |              | AT  | AT車に限るものとする。                    |

注 与える免許により運転することのできる自動車等で、この表に記載する自動車以外のものについても、その運転に支障があると認めるときは、必要な車種限定を行うこと。